

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 令和元年9月27日（金）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 河 村 俊 哉（さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 石 川 慧 子（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 大 前 裕 之（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 大 熊 崇（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 欠番

裁判員経験者6番 60代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

意見交換会を始めさせていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます。さいたま地裁第5刑事部部総括裁判官の河村と申します。よろしくお願いいたします。今回は6名の裁判員経験者の方にお越しいただきました。御多用のところ、意見交換会に御協力いただきましてありがとうございます。ところで今年は裁判員制度が施行されてちょうど10年目になります。これまでおおむね順調に運営されてきたと評価されているところですが、裁判員を経験された皆様方の御意見を参考にして、今後さらによりよい裁判のための運用改善に努めていきたいと思っております。裁判員裁判をよりよいものとするために、裁判員を経験された方々の率直な御意見、御感想を伺いたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。本日は私の他1名の裁判官、それから1名の検察官、そして埼玉弁護士会所属の1名の弁護士も出席しております。それぞれ簡単に自己紹介をお願いします。

石川裁判官

さいたま地方裁判所の同じく第5刑事部に所属しております裁判官の石川と申します。よろしくお願いいたします。

大前検察官

さいたま地方検察庁に所属しております検事の大前でございます。よろしくお願いいたします。

大熊弁護士

埼玉弁護士会に所属しております弁護士の大熊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それぞれ経験された事件から、かなり月日が経って忘れてしまっている部分も多いかもしれませんが、順次思い出していただきながら、その当時を振り返って御意見、御感想を伺っていききたいと思います。最初に私から事案の概要を紹介させてい

ただ、それぞれ担当された方々に、裁判員裁判を経験された全般的な感想について伺っていきたいと思います。まず1番、2番の方は、同じ事件を担当されました。傷害致死の事件ですが、簡単な事件の内容は、次のとおりです。被告人が飲食店内でけんかとなった相手の人を自動車に乗せて、移動した先で、その相手の人に対して頭や顔などを殴る蹴るなどして、脳挫傷などのけがを負わせて、出血性ショックにより死亡させてしまったと、そういった事件だったようです。結論としては有罪の判決になっていますので、有罪か無罪かということと、刑をどのように決めるのかということの評議して判断したと思います。全般的な感想について、順次伺いたいと思います。1番の方いかがでしょうか。

1番

経験して、初めてのことだったので、最初はどのようなのか不安もあったんですけど、みんなで話し合いをしながら、どのような経緯だったかということ、1から順番に最後まで事細かにやっていって、有罪なのか無罪なのか、刑はどうするかというふうなところを決めていくことができ、こういうことを言っているのか分からないですけど、そこまで緊張しているというか、みんなで話をして、いろんな議論があって、最終的に評決までいったのかなというふうには思いました。

司会者

2番の方いかがでしょうか。

2番

同じ案件でしたけど、私の方は、感想ですけど、非常に疲れました。今までになかった疲れを感じました。やっぱり裁判というのは非常に重いものだなということを実感したということで、おそらくそういうことで、自分でも思ってもいないような疲れが出たのかなというふうには思います。うちへ帰るといつもぐったりしていたんですけど、参加させていただいて、最終的に考えると得がたい、いい経験をさせていただいたというふうには思っております。おそらくこれが一生に1度の経験だと思いますので、こういう世界もあるんだなということですね。事件というのは流れが

いろいろありましたけど、こういうことで、こういう事件というのは起こっていくんだなということが、具体的に理解できました。

司会者

ありがとうございました。次に3番の方が経験された事件は殺人未遂、そして、出入国管理及び難民認定法違反という、外国籍で日本に不法に残留していたという事件です。殺人未遂の内容については、被告人が交際相手と別れることになって、その交際相手を殺害しようと考え、相手の住むマンションの部屋で、その首をカッターナイフで1回切りつけてけがを負わせたというものです。3番の方、全般的な経験をされての感想についていかがでしょうか。

3番

私はこの裁判員裁判を経験しまして、大変本当にいい経験だったというのが第一の感想です。私が担当した事案というよりも、全般的な感想なんですけれど、私が担当した裁判は、懲役何年かということになったんですけれど、そういうのでよかったなという具合に思いました。というのは、死刑という具合な判決をもしそういう事件を担当したならば、死刑という判決を出すのはきついなと。被害者の立場では最低死刑だと思いますが、私があなた死刑ですよというのはきついなという具合に思いました。それから、これも担当した事件がいわゆる暴力団関係でなかったんで、そういうのもよかったなという具合に思いました。更に全般的なことを最初にお話したいと思うんですけれど、裁判員候補者になっても68.4パーセントが辞退しているところは工夫が必要だなと。私が思うのは、70歳以上は辞退の理由になる。この70歳というのを限定するのは失礼なんじゃないかなと思うんですよね。もう70歳は全然ぴんぴんしてますから、そういう年齢を限定しないで、まあ法律を変えることになるかもしれませんが、やった方が。私が現役でなかったんで、何日も全部出られたんですけれど、現役でやっていたら、とてもきついなと。以上です。

司会者

また順次、少しずつ具体的な内容について伺っていききたいなと思っておりますが、ちなみに70歳の問題なのですが、70歳以上の方でも裁判員として経験したい、参加したいという方は参加できる制度になっておりまして、70歳以上の方は、年齢を理由に辞退を希望できるという制度ですから、高齢者でもやりたいという方は参加できますし、私の経験でもそういった方は参加していただいている次第です。

3番

70歳以上も参加しているというの分かるんですけども、70歳という数字を出すことそのものがどうかなということです。

司会者

それでは続きまして、4番の方ですが、現住建造物等放火の事件ですが、事案の概要としては、被告人が家族と住んでいた自宅に放火して、全焼させたという事件と伺っております。経験されての全般的な感想から伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

4番

私も裁判員裁判に参加させていただいて、本当に貴重な経験をさせていただきました。参加させていただいてよかったなと思っております。最初通知が来たときは本当に不安で、私、全く法律関係は知らなかったもので、やり逃げられるか心配だったんですけども、裁判官の皆さんが本当に適切なアドバイスをその都度くださったので、迷うことなく最後まで安心して引き受けることができました。

司会者

続きまして6番、7番の方は同じ事件というふうに伺っております。殺人未遂、そして銃砲刀剣類所持等取締法違反で、いわゆる殺人未遂で使った包丁を携帯していたということで罪名が2つだったようです。殺人未遂の事件の内容は、被告人が走行中または停車中の自動車の中で、元勤務先の上司である被害者に対して、殺意を持って手にしていた包丁を胸などにめがけて振り下ろして、更に包丁の刃先を腹などに数回押しつけて刺すなどして、下腹部の切創などのけがを負わせたというも

のです。まず6番の方から全般的な感想を伺いたいと思います。

6番

今回参加させていただいて、裁判員に選ばれて、とても貴重な体験をさせていただいたと思います。法廷で皆さんの前に立つというのは、やっぱりすごく緊張することですけど、法廷が終わって休憩のときには裁判官とか裁判員の方たちと、その事件に関してざくばらんに話し合えて、いろいろ意見を交換できたというのは、和やかに過ごせて、こういういいところもあるのかなと思ったことと、それから、判決を下すときに、私は人間の命というのは一番大切に重いものだと思っていたんですけど、いろいろ酌量しながら、短い判決というのが出るんだなというのが感想です。

司会者

7番の方お願いいたします。

7番

私も最初の、まずリストに載りましたという封筒が届いてから、わくわくと言っ
ては不謹慎かもしれませんが、話題のこれねみたいな感じで過ごしておりましたが、
抽選の日に来るに当たって、会社の上司とか、近辺の方に話しますと、やはりすご
い注目度といいますか、聞きたい、聞きたいという興味津々というような感じが
あって、しっかりやってきてねという期待を受けながら、どうせ当たらないだろ
うなという、抽選ですね。そこに見事当たってしまったところから、何かふわっとし
た感じで、興奮状態のままスタートだったわけなんです。ですから私も全く法律の
専門ではないですし、どうしようというのが正直あったんですが、裁判官の方とか、
裁判長とかですね、やはり一般市民の方の感覚をということをおっしゃっていただ
いたので、ありのまま、私のできる範囲でという気持ちになれたのは、とてもあり
がたかったです。そしてまた裁判所というのは、幸運にもあまりなじみのないとい
うか、できればあまり近づきたくないというイメージがありまして、また、何か難
しいというイメージがあったんですけども、裁判長の方、場を和やかにしてくだ

さるような心配りというのが非常に感じられまして、後の方の話になってしまいかもかもしれませんけれども、とてもいい雰囲気の中で、とてもいいチームワークでお話
ができたなという感じがありました。全般的ということですが、封筒が届い
てから裁判に行くまでの流れが、さすがだなとかですね、あっという間に、す
ごくシステマティックにできているなというのが、体験してみて感じたことです。
実際に来たのは6日間ぐらいで、日数的には2週間でしたけれども、その間やっぱ
り皆さん一生懸命そのことについて考えて、私もそのことばかり考えていたとい
う感じなんですけれども、終わった今もずっと考え続けているというところがあり
ますので、そういったところで実際に犯罪を犯してしまった方とか、周りの方とか、
そういう方にずっと寄り添ってられるなということで、すごくいい経験をさせて
いただけたなと思っていますし、本当にどこでも買える包丁で、殺人未遂とかして
しまったという事件だったんですけれども、この経験の後でも、本当に刃物を使っ
た事件というのは多くて、そのたびに非常に心が痛いといいますか、何かすごく深
く感じることはあります。本当に今回の経験で、私自身の裁判所に対するイメージ
というのは非常に変わりました、皆さん優しい方が多いなとか、その点でもイ
メージが変わりましたし、人を裁くに当たって、判決をするに当たって何も難しい
ことはなかったといいますか、とても理解が難しいなというイメージがあったんで
すけれども、理解できるものだったなという感想を持っています。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは、少しずつ具体的なテーマに入ってい
きたいと思いますが、まずは法廷での審理に関して、御意見、御感想を伺ってい
きたいと思います。検察官、そして弁護人がそれぞれ法廷で主張があって、それぞ
れの意見が出て、証拠を踏まえて皆さんも評議して判断していったと思うんです
が、検察官の主張や弁護人の主張、それから自分が担当した事件が、どの辺りが争
いとなっているのか、判断するための重要なポイントというのは何なのかといった
点について、そこが分かりやすく伝わってきたのか、それはなかなか伝わるのが難

かったのか、そういった点についての御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

3番

検察官の方とか弁護人の方の主張が事前にプリントにまとめられていて、それが映像で出されて、大変分かりやすかったなという具合に思いました。テレビで見るとちょっと違うのは、それぞれの立場の人が自分の職業で、いろいろ話しているんだなという具合に思いました。こちらに弁護の関係者がいらっしゃるんですけど、私が受けた、私の感想ですよ。実際にほとんど起こり得ないことも、可能性としてはもちろんゼロパーセントではないからというんで、本当にあり得ないようなことを持ち出して弁護しているなという具合なのが私の感想です。それは本当に職業としてやっているんだなという具合に思いました。

司会者

3番の方は、確か被告人がどういった切りつける行為をしたのかどうかといったところがポイントになっていたんでしょうか。

3番

ええ、最初逮捕されたときには、自分がやったということで自白していたんですけど、その後、否認されて、それが本当かどうかというのがポイントになりました。それが証人の方の証言というのが大変よく分かって参考になりました。

司会者

他の方がいかがでしょうか。2番の方。

2番

私どもの方の案件はですね、片や有罪、片や無罪と、はっきり分かれている事件だったので。

司会者

弁護人が無罪ですという主張をしていた事件だったんですね。

2番

そうです。片方は有罪で、弁護人の方は正当防衛が成立するという事で無罪と。ですから、完全にはっきり分かれていたので、それをどういうふうにそれぞれの主張の中で判断していくのかなというところをいろいろ聞いていたと。2年ぐらい前の話になっちゃうんで詳しく覚えていませんけど、そういったところで随分いろんな書面とか見せていただいて、判断をしていたと。

1 番

2 番の方と同じなんですけど、まず正当防衛なのかどうなのかがありまして、じゃあ、有罪なの、無罪なのと。そこを検察官と弁護側の意見を聞きながら最後の方、裁判長、裁判員の方々のいろいろ過程を見ながら、じゃあどうなんだろうというところを決めていったのが、とても難しいところだったと思います。

司会者

評議が始まる前の段階で、法廷で座っているときに、検察官が言いたいところというのはここなのかな、弁護人が言いたいというのはここなのかな、自分たちが判断するためには、ここを中心に見ていかなければいけないのかなといった点については、ずっと頭に入ってきたのかどうかについて、これはいかがでしょうか。

2 番

やっぱりそういう経験が乏しいものですから、どこがどうだというのは、なかなかすんわりは入ってこない。初めての法廷で、選ばれてすぐですから、それで、流れがはっきり分かるというのはなかなか難しかった。

司会者

実は今回意見交換会のために、そのときの判決書に目を通したんですが、どういう事実があったのかを判断するのが難しい事件なのかなと思ったものですから、伺いたかったんです。

2 番

まさに同感で、すぐにはなかなか理解できなかった。それと後でおそらく出るかもしれませんが、それぞれ書面を出してもらったんですけど、その書いてある内

容では、十分に理解できないという感じを持ちまして、実際そこでは、法廷の中で、被告人に具体的な再現をしてもらったりする。初めてだから、ああ、そういうことかというのは分かりました。やっぱり文章を表現するというのは非常に難しいものだなどと改めて感じております。

司会者

1 番の方も同じでしょうか。

1 番

はい。

司会者

証人の話も聞いて少し分かるところもありましたでしょうか。被告人の話を聞いて少しずつ分かったということですが。

2 番

要するに話している内容自体は分かるんです。だけど判決まで持っていくための根拠というか、それは話している内容だけではちょっと理解できない。実際どういう行為があったのかというところが、はっきりしないとなかなか難しい。だから過剰防衛という、その部分が、果たしてそうなのかというのと、本当に正当防衛なのかというところが、それぞれの両者の検察、弁護の方のお話だけではちょっと理解は十分できなかったかな、そんな感じでした。

司会者

ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、どっちの言っていることが正しいのかと考えるのは難しかったのかもしれませんが、何を言おうとしているのかといった点についても分かりにくかったのか、あるいは検察官が何を言いたいのかというのは伝わってきた、弁護人が一体どういうことを言いたいのかというのは伝わってきたのか、どこをポイントに考えなければいけないということは分かったということなのか、いや、そこもちょっと分からなかったのかといった点はいかがでしょう。

2番

それぞれの主張されることはよく分かりました。どう判断すればいいのかというポイントも、その中でやっている間にだんだん分かりました。

司会者

1番の方をお願いします。

1番

弁護側、検察側、双方で言っていることは分かりました。何せ一方は有罪、向こうは無罪なんですから、よく分かったんで、そこから、例えば、実際やってもらって、どういう状況だったのかというところから、それはやり過ぎなんじゃないの、妥当だよねというふうなところの判断については難しいものがありました。

司会者

他の方、いかがでしょうか。6番の方ありますでしょうか。

6番

双方の意見を聞くのに、私たちは割と分かりやすかったと思うんですよね。弁護人の方もそうですし、その前に検事さんがいろいろ下調べというか、事件性のことを調べてくださったことは、話を聞いていてよく理解できましたし、写真と、私たちの場合は証拠物件として包丁が提出されたんです。それをもって一応事件の内容を皆さんと話し合ったときに、裁判長が包丁を段ボールで作ってきてくださって、一人一人でどういう経緯で殺意に至ったかということまで話し合えたので、割と理解はしやすかったかなって感じています。

司会者

犯行の態様も争いになっていたケースだったんですね。

6番

そうですね、争いですね。ただ、内容的には、ちょっと個人的な意見なんですけど、裁判長もいろいろ聞き出してはいるんですけど、双方ともに隠しているところがあったのかなというのが、いまだに腑に落ちないと思っています。

司会者

同じ事件を担当されましたけれども、7番の方がいかがでしょうか。

7番

現行犯逮捕で凶器も出ているのですが、殺意があったのか、なかったのかというのが、やはり検察側と弁護人のところでの違いでしたけど、やっぱり実際にそのシチュエーションでやってみたときに感じるということのはありましたので、分かりやすかったと思います。

司会者

4番の方は、有罪か無罪かについては特に争いがなくて、どういう刑を決めるのかといった点について、検察官の立場と弁護人の立場それぞれの主張で違いがあったりしたケースなののでしょうか。その辺りで刑を決めるに当たって、どこがポイントになるのかというのは検察官の話、弁護人の話を聞いて、そこは分かりやすかったのかどうか、いかがでしょうか。

4番

先ほどもあったように、お話を聞いていくと、その内容自体は理解できますし、どういうことを言いたいのかということも伝わってはくるんですけども、裁判員として選ばれて、すぐに傍聴する形にその後なったんですが、どこをポイントに、こちらが話を聞くべきなのかということが最初にある程度もっと分かっていたら、最初に聞いている感じもちょっと違ったんじゃないかなと、自分なりに思いました。

司会者

それでは、先ほど正当防衛ですとか殺意という話題も出ましたので、その辺りも伺いたいと思っているんですが、6番、7番の方の事件は、殺意があったといえるのかどうか一つ争点だったと思うのですが、殺意の意味について日常用語で使う言葉を前提にするのではなくて、法律上の用語としてどういう意味なのかというのを理解した上でないと、判断はなかなか難しいのかなと思うんですが、そういった

殺意の概念についての関係者の説明というのが理解できたのかどうかといった点はいかがでしょうか。

6 番

殺意ということについては、ちょっと自分自身では甘かったのかなと思うんですけども、皆さんで納得いくまで話し合っ、こういう場合はということで、あのメンバーで大分やり合いましたよね。それだけにやって、それでこういう場合だったらどうなんだろうとか、いろいろ考えながら判決は出したと思います。

司会者

裁判のどこかのタイミングで、殺意の意味についての説明というのはありませんでしたでしょうか。7 番の方ありますか。

7 番

確かあったと思います。その都度、重要用語の解説のようなのはしていただいたので、そのもとで話し合ったというような流れですね。随所、随所でそういった説明があったと思います。

司会者

その聞いた説明については、そのときは理解できましたでしょうか。それともちょっと説明も分からないなという感じでしょうか。

7 番

その都度、その都度で重要用語の説明のような配慮があったと。

司会者

説明は理解できたということなんでしょうか。

7 番

はい。

司会者

正当防衛について争いになっていた1番、2番の方についても伺いたいと思うんですが、正当防衛についての意味内容、法律概念についての説明というのはどこか

でありましたでしょうか。2番の方。

2番

非常に丁寧に説明していただいたなと思いますね。

司会者

どちらの方で説明がありましたでしょうか。

2番

評議の中で。それについては結構丁寧に説明していただいたなということ。だから正当防衛状況ですとか、防衛行為とか、初めて聞くような。結構教えていただいたなという気がしています。

1番

法廷では、すみません、僕忘れてしまったんですが、評議の中では、ファイルをもらいまして、その中に正当防衛という定義があったので、それを自分なりに解釈したりだとか、裁判官の方が説明してくれたので、それで理解して。

司会者

確か判決では過剰防衛という判断だと思いますが、同じく過剰防衛の意味についての説明もあったということなんでしょうか。正当防衛だけでなく、正当防衛と過剰防衛の違いについての説明もあったわけでしょうか。

1番

はい。

司会者

その違いとかも、そのときは理解できた感じだったでしょうか。

2番

ええ。やっぱりできたと思います。

司会者

その説明が何を言ってるか分からないなという感想をお持ちなのか、そのときは

説明をしてもらったので、それを前提にして評議をすることができたのか、そういう点についてはいかがでしょうか。

3番

我々素人に対しての説明について、非常に分かりやすく根気強くやっていただいたなというふうに思ってます。非常に分かりやすかったという印象を私は持っています。

司会者

3番の方の事件も、殺意について問題となっていたんでしょうか。

3番

はい。ここに載っているような殺意などの法律概念についての説明というのは、その都度していただいて、そのときは理解できたという具合に思います。ただ、このときにそれを立証するのに検察の方が、被告人のメールについて証拠として出したんですけれど、それが殺意を表すようなメールだけだったらまだよかったですけれども、何かいっぱいメール出していただいて、あれは何か時間的にちょっと無駄だったかなという印象を持ちました。

司会者

証拠調べの中で、検察官が請求した証拠の中に、メールでのやり取りのものがあつたということでしょうか。

3番

はい。

司会者

そのメールの内容が非常に詳細にわたっていて、ふたを開けてみたら、そこは詳しくすぎたのではないかと、そういう御趣旨なんでしょうか。

3番

全然関係ないようなメールまで、何月何日こうでと出していて、これに当てはまるようなメールだけでよかったのかなと思うんですけど。

司会者

3番の方に伺いますが、証拠調べについても話題にさせていただきたいと思うんですが、医師の証人尋問を実施されたんでしょうか。

3番

はい。

司会者

医学的な知見に基づく証言だと思うのですが、医学用語、医師が使う専門用語のような用語で理解ができたのか、ちょっと専門家の話で分かりにくかったのか、専門家であっても分かりやすい内容だったのか、その辺りはいかがでしょうか。

3番

私の事件で証人として担当された方は、法医学で何回もこういった裁判に出ていらっしゃるというような方で、大変分かりやすかったです。弁護人の方が、ほとんどあり得ないようなことを可能性として言ったんですけれど、証人の方が、もうすばっと、こういった傷というのはこういう具合にしてできるという具合に私は判断しましたと証言したので、私はそれを非常に重く思いました。大変参考になりました。

司会者

どういった点で分かりやすかったのか、何か記憶ありますか。

3番

私の事例としては、カッターナイフで女性が男性の首を切っちゃったという事例なんですけれど、被告人はそれを否認してしまっていて、たまたま被害者が首を回したから切れちゃったというんですね。ところが被害者がただ回しただけだと、傷口がすばっと切れているんですよね。すばっとこう切れるのは、もう自分で切ろうと思えばいい、そういう意思があって切ったんだと、そういったような判断をしましたという証言だったんですね。それが本当に参考になりました。

司会者

被害者の方ですとか、関係者の証人尋問をされた方も多いと思うのですが、そういった証人尋問のときの証人の話で、何か感想、御意見はありますか。こういった点が工夫していたのでよかったんではないか、あるいはこの辺りは、もうちょっと証人尋問のやり方として工夫してもらった方がよかったとか、そういった点でも構いませんし、あわせて被告人が法廷で話していた際の、被告人質問という言い方を専門家の間ではするんですが、被告人質問について、この辺りが工夫していたのではないかと思った点。あるいはもうちょっとこの辺、分かりやすくしてもらった方がよかったんではないかといった点がありますでしょうか。

3番

被告人の話が、ちょっと言いましたように偶然できたという具合に言ったんですけど、被害者が未遂ですから御存命で、証人として立たれました。その被害者の話と、この証人の、先ほどの法医学の先生のお話が一致するわけですね。そういった点が参考になりました。一つ証拠調べで気になっていたのが、私が担当した事例というのが外国の方なので、その人の通訳、外国語、私全然分からないんですけど、通訳の人を通してしか分からないわけですよ。本当にどの程度言っていることが本当にそのとおり、印象として伝わっているのかどうかというのが分からないというのが正直なところでした。大体は言っていることに間違いはないと思うんですけど、本当にもう難しいところまで、本当にそのとおりに聞いているのかな、言われているのかな、そういう具合の印象は持ちました。

司会者

4番の方の事件は、有罪か無罪かについて争いがなかったようですが、事案の関係で、身内の人の証人が何人かいらっしまったんでしょうか。放火に至った経緯ですとか、その動機がポイントになったと思うのですが、そういった関係者の証人尋問、それから被告人質問の点で、何か感想、御意見はありますか。

4番

はい。裁判が進んでいく中で、もう少し証人のこういうことを聞いてみたいとか

ということを、こちら側に何かありますかということで裁判官が皆さんに聞いてくださって、気になる点がある方は、それについて質問ができたりとか、よりこちら側が知りたいことをみんなで話し合っただけということもできたので、その点はすごくよかったなと思いました。

司会者

関係者の話は直接聞いた方がよかったと思いますか。

4番

それは特に殺人事件ではなく、どちらかというと家族関係のもつれというか、よりそういうことが背景になって起きた事件だったので、その点はいろんな角度から見て、一番適切な刑をとという意味では、すごく多くの意見を聞いてよかったと思っております。

司会者

関係者の話を証人尋問として聞くケースと、関係者の話を捜査段階の警察官、あるいは検察官が供述調書として作成して、それを請求するのが検察官だとすると、検察官が供述調書を読み上げて証拠調べするという方法と両方あるんですが、供述調書を読み上げたのを皆さん方の耳で聞いて、それを証拠として使ったという方がいいんじゃないですか。1番、2番の方は、証人の他に供述調書もありましたか。

2番

調書の方ありました。法廷に来ていない方の供述調書もありました。

司会者

供述調書でも特に問題なかったという感じでしょうか。

2番

はい。

司会者

直接話を聞けるのであれば聞いてみたかったということがありましたか。

1番

それについては、直接の影響はなかったように思います。

司会者

そうすると、この人も証人として来てもらいたかったというところはなかった感じですか。

1 番

私たちは2人ともないです。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

3 番

私が担当したのも供述調書であったと記憶しているんですけど、実際に法廷に来てくださった証人だけで、もう十分だという具合に思いました。

司会者

3 番の方は、証人として2人、先ほどの医師と被害者の方の証人、2人に聞いたので証人としてはそれで十分だったと、そういう感想でしょうか。

3 番

はい。

司会者

6 番、7 番の方は、被害者の方とあと弁護人の方で請求した関係者の証人尋問、2人されているようでしょうか。

6 番

そうです。証人尋問は母親だけですね。狭い車内で、2人だけで起こった事件でしたので、加害者のお母さんが証人尋問に立ちましたよね。1名だけでしたね。

司会者

被害者の方も証人尋問されたんですか。

6 番

はい。被害者ももちろん出ました。ですから被害者と加害者がお互いに言い分を

言い合って、お母さんは量刑をとということで証人尋問に立ったという感じですかね。

司会者

いわゆる情状として汲んでくださいというテーマでお母さんが証人尋問されたと、そういうことでしょうか。

6番

そうですね。

司会者

今供述調書のことをちょっと話題にさせていただきましたが、それ以外にも証拠書類として複数の書類を取り調べたんだと思いますが、そういった証拠で調べた書面についての感想、御意見はありますか。分かりやすかったのか、あるいは分かりにくかったのか。量として適当な量だったのか、いや少なすぎた、あるいはおなかいっぱいになるぐらい多すぎたとかいうのか、そういういろんな意見があると思うんですがいかがでしょうか。

7番

モニターで見たのは写真を通して画面で見ますから、とてもよく分かったんですけど、慣れてないのがあって、結局私たち素人なので、文書が来ても、見ながらやっていて何が何だか分からないで、ああいうとき、やっぱりモニターで見ていくと頭にすんなり入るのかなというふうに感じました。

司会者

他の方いかがでしょうか。

7番

証人尋問でお母様が出ていらしたんですけど、殺意があったか、なかったかというところで、シチュエーション的には殺意はあったと思われるんですが、じゃあなぜ、その殺意がというところがすごい疑問のまま残っていたんです。それで正直なところ、なぜお母さんが来たんだろうという感じは持ちました。そのこの事件があったところについてのみの話だということを私たちは理解していますけれども、そこ

に至るまでの経緯がちょっと見えない、分かりきれない部分があったんですけども、お母様はその部分のことに関しての証人ではなくて、刑を終えたらしっかり見ますということでいらしていたので、ちょっととって付けた感といいますか、そうであればどうして一緒に住んでいらっしゃる奥様じゃないのかなという思いは残りました。

司会者

それぞれ調べている証拠が検察官の主張とどう関係してくるのか、あるいは逆に弁護人の主張とどう関係していくのかといった点について、法廷で座っているときに、そこは分かったのか、あるいは、これは何のために証拠調べしてるのかなというのがちょっと分かりにくかったのか、そういった点ではいかがでしょうか。2番の方、何かその点で思い出せることありますか。

2番

それぞれ関連する内容なんで必要なことだなと思っていましたし、質問についても結構多く出ていたので、無駄とかそういうところはなかったのかなと思います。ただ、こちらの方が質問に慣れていないところもあって、後で、もうちょっとそこをつけばよかったなというのは、後で気がついたようなときもあります。

司会者

審理の関係で、他に何か感想、意見を述べたい点がありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ここで検察官、そして弁護士も来られているので、何か裁判員を経験された方に審理の関係で質問したいことがありますか。

大前検察官

具体的などころまではお聞きいたしませんけれども、もう少しこういった証拠があったらより分かりやすかったのにとか、そういったものを感じた場面というのがもしあれば、お答えとしては抽象的な形で構いませんので、何かあれば教えていただければと思っています。

1 番

印象に残ったというか、被害者の方は、亡くなられてしまったものですから、そのときの状況をモニターで写真等を見たんですね。実際本物を見てもというのがあったと思うので、写真を見たのですが、そこがちょっとよく分からなかった。もうちょっと立体的に何か見えるものがあればよかったかなというのが今考えると思います。その他は、特にはなかったと思います。

2 番

法廷の中で、検察官の方の調書について、被告人の方は1回否定しているんですよ。当然そういうのはあるんだと思いますが、結構それが多かったので、どういう詰めをされているのかなというところはちょっと感じました。

6 番

私たちの事件は、本当に密室で起こった事件なんですけど、検察の方がいろいろ調べていらして、それを提出するんですけど、それに対して弁護士の方は弱かっただなって感じてます。反論するのにしても何にしても、何の弁護に来てるのかなって、ちょっと感じたところがありますね。

司会者

他の点で何か質問がありますか。

大熊弁護士

証拠調べに入る前に、検察側も弁護側もこういうお話です、こういうところをポイントとして見てもらいます、あるいはこの後こういう証拠が出てくるので、この証拠はこういう主張と関連します、そこを注目してくださいみたいな話をあらかじめしていたかと思うんですけども、証拠調べを見ていく中で、これがさっき言っていたあの主張に関係する証拠なんだとか、そういうことが分かる瞬間というのはありましたでしょうか。

6 番

そうですね、現行犯逮捕ですし、すぐ捕まった当初の調書もありましたし、多分

その後には殺意はなかったと主張されたような状況はなかったと思います。その中で弁護士さんたちは、殺意はなかった、けがが軽くて済んだ、ということだったんですけれども、あまり説得力を感じません。心に響く弁護はなかったというのが正直な印象です。傷が軽かったのは本当にたまたま、ぱっと受け、その反動で犯人側の手に深い傷が入ったということは分かったというかですね、証拠で分かっていたので、それに対しての傷が浅くて済んだということに対して、あまり何も響くものはありませんでした。

司会者

石川裁判官から伺いたいことがありますか。

石川裁判官

公判の審理、それぞれ長いものも、短いものもあったのかなと思いますけれども、証拠調べをして、始めに主張を聞いて、ちょっと休憩し、証拠調べをして、少し休憩を挟んでされてたのかなと思うんですけれども、その頻度ですとか、何度も出入りしすぎててかえって集中できなかったですとか、逆に証拠調べ、法廷にいる時間が長すぎて最後の方でくたびれてしまったとか、そういったところがありましたら教えていただきたいなと思うんですけれども。

1 番

僕の個人的な印象では、特にそれは長すぎず短すぎず。ちょうどいいタイミングで裏に入って話合いができたと思っています。

3 番

スケジュールのテーマにも関連しますが、やっぱり遠くから来る方なんかも考えれば、始まりが10時でやっぱり17時ぐらいには終わりにするというような形でやらざるを得ないと思うんで、そうすると1日やるときに、やっぱり1時間ぐらいやって休憩するというそういうようなのが適切かなという具合な感じがしました。

7 番

私はちょうどよかったと思っていました。その都度、そのとき感じたことをみんな

なで言って、余裕あるスケジュール感だったと感じています。

司会者

6番の方、今うなずいていらっしゃいましたが、同じでしょうか。

6番

はい、同じです。

司会者

4番の方もうなずいていらっしゃったんで、同じということでしょうか。

4番

はい。

司会者

それでは、評議室における評議の話題の方に移らさせていただきたいと思います。法廷での審理が一通り終わった後、評議が始まるわけですけれども、端的に言って、議論を尽くすことができたという感想をお持ちなのかどうか、いかがでしょうか。

6番

私たちは約2日ぐらいにわたって、判決が出る朝も皆さんで、朝というよりも個々評議して、決めたんですけど、本当にありとあらゆる事例を出しながら、教えていただいて、それはもうみんなで納得して決めたことだと思います。それで個人的に感じたことは、人という命が一番大切なのに、軽々しいんだなって感じたことが私の感想です。

司会者

他の方いかがでしょうか。2番の方お願いします。

2番

私どもの方は、ちょっと偶然だったかもしれませんが、年齢構成がバランスよく、私がおそらく最年長だったと思うんですけど、その中でやっぱりそれぞれのいろんな感じ方とか、そういったところが大いに出て、非常によかったなと思っています。最初のうちはどうしてもなかなか口が重いんですけど、だんだん慣れていっ

て、皆さんと顔なじみになってくると、それぞれ意見も活発に出して、そういう意味で議論も十分できたんじゃないかなと思います。

司会者

1 番の方お願いします。

1 番

裁判のときも、裁判員 1 番だったんですけど、取りあえず 1 番からって、何かあると 1 番からというのがありまして、最初ぎくしゃくしてたのが大分慣れて、ほぼ納得して話のできたのかなって、今考えても思います。

司会者

3 番の方お願いします。

3 番

私もそうなんですけれど、裁判長の方が意見を促したりしてくださって、また自分から言ったりして、最終的には意見が出なくなるまでやっていましたので、本当に議論を尽くすことができたという具合に思います。

司会者

4 番の方お願いします。

4 番

私が参加した事案では、量刑をすごく皆さんで評議するときに意見がいろいろ出たんですけども、そちらも今までの事件の、こういった事件には大体これぐらいみたいな量刑分布の表もいろいろ見せていただいたので、いろいろ考えながら、その事例を見ながら参考にさせていただいて、自分なりに判断ができたので、意見を言いやすい状況を作っていただいたと思います。

司会者

7 番の方いかがでしょうか。

7 番

印象として、自分もそうですけど、私以上に皆さんの正義感が強い、道徳観が強

いという印象がありまして、やはり悪いというか、人を刃物で殺そうとしたのは悪いという気持ちがあったのですけれども、やはりたくさん案件というか件数をお仕事としてこなされている歴代の資料とかを拝見させていただいて、過去の事例を勘案しながら決めるのだということが理解できまして、落ち着いて考えることができたというか、そういったことを知ることもできたのはよかったですし、やっぱり犯罪を起こしてしまった方、更生できるんだなというのを、その量刑の年数を見て理解できたことはあります。

司会者

次に評議の進め方について、もし御意見があれば伺いたいんですが、抽象的な聞き方で申し訳ないんですけど、もう少しこういった評議の進め方をしてもらった方がよかったとか、あるいは端的にこういうような評議の進め方で頭の整理、あるいは意見が言いやすかったなど、マイナス評価でも構いませんし、プラス評価でも構いませんけれども、御意見があればと思います。

2番

先ほど言いましたように、いろいろな意見がいっぱい出ていまして、それはそれでいいんですけど、要はその意見はきちんとまとまっていないという内容で、その辺は裁判官の方が、皆さんの意見をホワイトボードに書き出して、時系列的に整理をして、具体的な事例、事実はこのようがあったというふうにやっていただいたので、非常にそういう面で整理しやすかったということですね。ホワイトボードに貼る付せんが、かなりの枚数になって、どこかの部屋から持ってきて整理してましたけど、そういった形で、要するに具体的に言ったことが目で分かるような状態にして、かつ時系列的に整理をして、非常にいい進め方をされてたなということですね。別の意味でも非常に参考になったということで、いい進め方だったんじゃないかなと思っています。

司会者

1番の方。

1 番

2 番の方と同じなんですけど、進め方はよかったなと思います。特に休廷で話して、時間がなくて慌てていくということもなかったんで、時間的には問題なかったかなと思います。

司会者

4 番の方ありますか。

4 番

いえ、大丈夫です。皆さんと同じような意見です。

司会者

3 番の方いかがでしょうか。

3 番

評議の進め方については、大変よかったな、分かりやすかったなという具合に思います。やっぱりこれについて、これというんじゃなくて、休憩を挟んでこれって言って、話すポイントが分けられていて、分かりやすかったです。

司会者

6 番の方。

6 番

皆さんと同じ意見なんですけど、やはり休憩があると、裁判長、裁判官といろいろお話ができて、質問もできるわけですね。それをもって法廷にまた立つというのは、とてもいいことだと思います。

司会者

7 番の方ありますか。

7 番

やはり証拠調べとか一つずつ過程を進んでという、その都度その都度みんな納得しながら一つずつ進んでいったという感じがありましたので、後戻りすることなくというか、どんどん進んで、進めていけたという感じがあります。

司会者

先ほど申し上げましたように、今回参加されている方々は、皆さん結論としては有罪判決でしたので、評議の場では、有罪ということを前提にして、その次にどういった刑を科すかという、量刑という言い方をしますけれども、量刑に関する評議をされたと思います。その際に刑を決めるに当たっての基本的なルールというんでしょうか、考え方のルールというのがあるのですが、おそらく法廷で検察官、弁護人がそれに触れていたのか分かりませんが、少なくとも裁判官が評議の場で説明をしたと思います。その説明について、被告人の行為に見合った刑を科すという趣旨の話があったと思うのですが、その説明については理解できたのかどうか。それに従った評議ができたのかについて、感想、御意見を伺いたいんですけども、7番の方ありますか。

7番

まさしくありましたので、殺人未遂、けがの程度とか、そういったものを検索みたいな感じで取り出して、見比べながら検討したということになります。

司会者

要するに、事件の内容を最初見ましょうという言い方をされたから、そういう趣旨の話だったりとか、被告人が反省してるか反省してないかというのは後で評議しましょうという説明をしたのか分かりませんが、そういう趣旨の説明がなされたのかなと思うのですが、その点は覚えてらっしゃいますか、7番の方。要するに、量刑に関する評議について、最初の段階で、どの程度反省してるのかとか、繰り返す可能性はどこにあるかというのを最初にやるのではなくて、どういった行為を被告人がしたのかとか、どういった結果が生じたのかとか、どういった考えでそういった事件を起こしたのか、動機がどうだったのかといったことを最初に意見を出し合ってやったかどうかといった記憶はありますか。

7番

それは最初の評議の中でありましたけど、不明なところが多いねということでした。

たね。

司会者

6番の方がいかがでしょうか。刑の重さを決めるときに、やはりどういった事件の内容かというのを最初に着目して考えましょうということでされたんでしょうか。

6番

そうですね。刑を決めるときは、先ほどみたいにホワイトボードでいろんな意見を皆さん言いながら、裁判官の方が書いて、大分時間を掛けてやりましたね、やっぱり。

司会者

4番の方がいかがでしょうか。

4番

まず評議の冒頭で裁判長から、今回の事案については、犯した罪についてまず見ましょうというお話が最初にありまして、ただその事案がどちらかというところ、情状酌量の余地がかなりあるような事案で、その罪を見るよりも、その人を見てしまう部分があったので、その都度何とか皆さんで話し合うときに、裁判長から、罪に対する刑をとというお話が何度かあったような気がします。

司会者

それについては、腑に落ちたところだったんでしょうか。

4番

いろんな刑のグラフを見たりとか、こういう事例ではこういう刑がということ、いろんなグラフだったり表だったりとかって、幾つか何かそういうものを見せていただいた気がします。それで皆さん、だんだんこう気持ちが整理されていくというか、頭の中が整理されてという形で、スムーズに進んでいったような気がします。

司会者

3番の方がいかがでしょうか。

3番

これ私が今覚えていることなんで、そのとおりだったかどうか分からないんですけど、最初に有罪か無罪かということでやって、その後有罪ということだったらどれぐらいの量刑かというのでやって、その後、情状酌量の余地があるかどうか、そんな形で基本的な考え方を説明されたかなという、そのときは理解できました。

司会者

先ほど4番の方から、量刑評議の場で量刑のデータの話がされましたけれども、そういった過去の裁判の量刑傾向を見るためのグラフですとか、場合によっては事例が記載されている一覧表というのを確認しながら評議を進めていったということだったでしょうか。

4番

そうですね、実際に家屋が全焼してしまっていて、もちろん被害者の方にもそれ相応の被害があったので、全焼の場合はどれぐらいとか、いろんな事例が載ってまして、それを見るまでは、全然量刑っていつても何年とか、全くどこを基準に決めていいか分からなくて、なので、それを見て、大体こういう感じでというのがすごく目安になったというか、分かりやすかった。

司会者

他の方、その量刑分布のグラフを確認しながら評議した方はどのぐらいいらっしやいますでしょうか。皆さんやはり1回は確認されているのでしょうか。そのとき量刑分布のグラフをなぜ使うのかとか、どういうふうにして、これを使うのかといった点について、そのとき腑に落ちたのか、中には国民の意見を反映するための裁判だと聞いていたのに、なんでこんな過去のグラフを見なくてはいけないのかとか、そういった疑問に思われたのか、いや、説明を聞いたら、そういったグラフを使う意味は分かりましたというのか、御意見をちょっと伺いたいと思っているのですが。3番の方いかがでしょうか。

3番

裁判される側に立ってみますと、本当に我々裁判員、素人がこれはもうひどいか

らというんで、ぱっと通常以上の刑を、判決を出してしまうと、裁判される側にとっては腑に落ちないなというように思いました。だから、これまでの事例を参考にするというのは大切なことだと思いました。調べてみると、ほとんどが求刑よりも実際の判決は短いんですね。なんでかなと思ったんですけど、裁判長からか裁判官の方の話でか、こういう罪だったら最大でこれぐらいですよというのを求刑するというので、これを超える場合には正当な理由が必要だと、そんな説明を、確かされたと思うんですけど、それで納得できました。

司会者

量刑分布のグラフに関して、他の方の御意見も伺いたいのですが、いかがでしょうか。1番の方お願いします。

1番

こういうものを参考にしてやるんだなと思いました。実際、あとは多分裁判長、裁判官の方からの説明とかで、自分なりに多分納得できたと思うんですけど、率直に言えばそんな感じで。

司会者

2番の方いかがでしょうか。

2番

量刑については、専門的なところは、私よく分かりませんので、そういった面で、今までのその際は量刑についての情報というのは、やっぱりある程度必要なんじゃないかと。

司会者

4番の方お願いします。

4番

私のときは、私自身が何も参考資料がない状態で、じゃあ量刑どう思いますかって言われたときに答えられないので、逆にそういう参考資料はあるんですかって質問をして、そうしたら実はという話で、この後、見ていただく予定でいますという

ことでお話があって、そういう参考資料を裁判官の方が、参考資料どおりにというわけじゃなくて、いろんな裁判所で裁判が行われるのも、罪をここだけ重くとか、ここだけ軽くとかというふうにならないように均等というか、平等に裁くために資料を使いますというお話をしてくださったので、腑に落ちて、皆さんそれに基づいて参考にさせていただいてお話をしたという感じでした。

司会者

6番の方ありますでしょうか。

6番

私たちも求刑で出ていたのよりも刑は少なくなったんですね。そのときには、いろいろ説明していただきながら、みんなで酌量するところはないかなとか、いろいろ考えて、とても出させていただくことに関しては勉強になりました。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

私もこういうふうに刑を決めていると知らなかったもので、参考にして決めるんだなという感じがしたし、裁判員って重圧とかっておっしゃる方も多いですけど、決して私たちが刑を決めるわけではないというか、決めるのは法で決まる。過去の事例によって決まっているって、ある程度思っているんじゃないかなって思いました。

3番

私が担当したのは外国の方なので、当然日本で犯した罪ですから日本の法律で裁かれるのは全く当然なんですけれど、例えば、麻薬なんかは外国では死刑までいくとかというんで、犯した人の国ではこの程度の犯罪だとどれぐらいな罪になるのかと、そういったのまで参考にする必要はないんですけど、ちょっと思いました。

司会者

石川裁判官から評議の関係で質問ありますか。

石川裁判官

まず1点目が、皆さま、この量刑のグラフを御覧になったということなんですが、タイミングって、おそらくいろんな事件で違うんだと思うんですが、このタイミングで出てきたのは、ちょっと悩んでから出てきて何だと思った、もっと早く見たかったということもあれば、先に見るまで、もう少し議論を深めた方がよかったかなと思うこともあるのかなと思ひまして、見るタイミングという観点で、何か御意見ありましたら教えていただければと思います。

司会者

1番の方どうぞ。

1番

僕はちょうどいいタイミングなのかなと思います。さあこれから正当防衛では実際なかったって決まりました。じゃあどれぐらいというところでそういう話になってくれたもので。特に早すぎたとか遅すぎたとかというのはないかもしれません。

司会者

2番の方お願いします。

2番

私も一緒だったんで、同じタイミングで教えていただきましたけど、大体議論を尽くしてからのそういうものを出していただいたということですけどね、そういう面でよかったかなと思います。

司会者

3番の方お願いします。

3番

どこで出すのがいいタイミングなのかというと、私は逆に早い方がいいかなという具合に思います。突拍子もないようなことを言う人がいて、そういう方に同調するかどうか分からないんですけど、全然関係ないような方向に持って行ってから、さあどうですかって、こういうのもありますよというよりは、まあ大体相場というところちょっと語弊があるんですけど、大体これぐらいの量刑が多いですよみたいな

のを最初に出された方がかえって、私たち素人ですから分かりやすいのかなという具合には思います。

司会者

4番の方も同じですか。

4番

はい。

6番

私たちは3回の公判が終わって、次の日は皆さんで1日評議だったんですよね。そのときにパソコンで見せられて、1日それで皆さんで意見交換して、今度判決というときも2時間ぐらい、最後にまたみんなで評議できたんですよね。ちょうどいい時間帯だったのかなと思います。

司会者

7番の方ありますか。

7番

やっぱり評議の前半の方で、被告がやったことですね、それは間違いないよねということで、そここのところが確認できていたので、決めやすかったというか、そこで表が参考資料ということで出てきて、確か求刑が8年だったのかなと思うんですけども、やはりその分布表というんですか、過去の数字的にも多分一番マックスぐらいかなと。その幅の中でどうするという感じで決められたと思うんですけども。タイミングはよかったと思います。

司会者

それでは審理全般のスケジュール、日程の関係についてお伺いしたいなと思ってはいるんですが、御自身の実際やったスケジュールについて、ちょうどよかったのか、いや、もうちょっと日数ずらしてでも密度を濃くしてもらった方がよかったのか、あるいはちょっと密度は濃すぎたので、全体のスケジュールをもう少し長くしてもらったらいのかなどについて。御意見ありますでしょうか。

1 番

僕らの案件，もしかしたら長引くかもしれないと最初言われて，計画どおりに終わったんですけど，僕も会社員なので，会社が許すのであればもう少し1日，2日でもいいんで，ゆっくりやってもいいのかなというふうに思いました。それはどうしても社会人なので，会社勤めをしているので，うちの場合は会社の理解があって，問題なく休暇を取れたんですけども，会社に感謝してるんですけど，もう少し長くてもいいかなと個人的には思っています。

司会者

1番，2番の方のスケジュールとすると，全体に法廷での審理が論告弁論まで3回あって，その後，論告弁論の日から評議が始まって，その後，それ以外に評議が3日間行われたんですかね。それとは別の日に判決をした，そういうスケジュールだったと思いますが。2番の方，経験された日程の関係での感想ありますでしょうか。

2 番

こういうものだと思って最初から来てますので，これぐらいの日数がいいところかなと思います。他のところも見ますと結構長いのもあって，そういったことから比べると，非常に私にとってちょうどいい日数だったなというふうには思っています。

司会者

他の方はいかがでしょうか。経験されたスケジュールについて。7番の方。

7 番

私自身は，体力的にはもっと詰め詰めでも大丈夫という感じでしたけど。

司会者

御自身の体験した具体的なケースをちょっと横に置いて，一般論的な話になってしまうんですが，1日のスケジュールを濃くしても，全体の日数を短くした方が裁判員にとって，それはいいのか，あるいはゆとりのあるスケジュールの方が，日数

は増えるかもしれないけれども、1日のゆとりのあるスケジュールの方が裁判員にとってみるといいと感じられるのか、皆さん方はどう思われますでしょうか。それぞれの仕事の事情、家庭の事情とか体力的な問題にも左右されると思うんですけども、いかがでしょうか。7番の方。

7番

私たちの事件、割とシンプルでしたし、何か弁護側からすごく複雑なことを提起されたということもなかったのです。でもやはり実際に被告人の方とか、被告人の御家族たちにとってはこれぐらいの日程は必要なのかなと思いますけれども、税金を使って行っていることですし、裁判所の抱えている事務量的に、もう少しスピーディーでもいいのではないかなという気はしました。通常の仕事の、普通の会社員のスピードから見ると、かなりゆっくりで親切で、休憩もたくさんあって、とても恵まれた環境だったなって感じました。

司会者

6番の方いかがでしょうか。

6番

事件によってケースバイケースだと思うんですけど、私が携わった事件に関しては割とゆとりがあって、ああ、こういうもんなのかなと思って。短縮すれば、1日ぐらい何とか短縮できたのかなとも感じていました。

司会者

4番の方いかがでしょうか。

4番

私個人的にはスケジュールがあまり詰め詰めだと、証人尋問だったり、いろんな話をしっかり自分の中で整理して、こういうことを聞きたいとかということ整理する時間が必要だと思うので、やっぱり今回の事例のようなスケジュールが、すごく私にはちょうどよく感じました。これが詰め詰めだと、ちょっと話も納得いくまでできずに次の話が進んでいっちゃうような感じになってしまったんじゃないかな

と思います。

司会者

3番の方がいかがでしょうか。

3番

私の場合にはもう仕事を持っていないので、ゆとりがあった方がいいんですけど、仕事をしている立場の人にとってはやっぱり短い方が出やすい、休みが取りやすいのかなという具合に思います。ですから、どっちがいいのかというのは、その人によってという具合に思います。

司会者

2番の方がいかがでしょうか。

2番

今、私の言っている意見は、経験した人間が言っている意見なので、これから経験されるような方から見ると、あまり長くて、拘束時間も長いというのはおそらく敬遠されるんだろうなと思っています。最近、裁判員裁判自体、ちょっと当初より長くなるという話も聞いていますし、そういった面では、やはり日数というのはやっぱり短いにこしたことはないなというふうに思っています。

司会者

1番の方がいかがでしょうか。

1番

僕はへたに詰めるよりも、1日、2日伸ばした方がいいと思います。

司会者

それでは裁判員に選ばれる前と、実際経験した後で、犯罪ですとか刑事裁判に対する見方、考え方に変化があったのかどうか、そういった点について伺いたいなと思っていますんですが、仮に変化があったという方は、こういった点で変わりましたというのが、もし紹介していただけるのであれば教えていただければと思っていますんですが、いかがでしょうか。どなたでも結構なんですが、4番の方お願いします。

4番

裁判員をするまでは、事件が起きたのを新聞やニュースで見て、自分が近場だったら気を付けようとか、そういうことで見てたんですけれども、裁判員裁判に参加してからは、どうした経緯で事件が起きたのかとかいうこと知りたくなって、新聞をよく読むようになりました。

司会者

3番の方お願いします。

3番

私がまず思ったのは、それまでの個人的に犯罪は犯さないという、それを自分の生きる最低限だと思っていたんですけれども、やっぱりこの経験してみて、自分は決して裁かれる側にはいたくないなという具合に強く思いました。あと、この裁判員制度というのは本当に裁判の流れが分かったり、あとテレビでやっていることと違うな、ドラマと違うなという、そのようなことも分かりましたし、本当にいい経験ができて、いい制度だなという具合に思いました。

司会者

7番の方ありますか。

7番

日ごろ刑事ドラマとか推理小説とか読んでますけれども、実際の働いている方を見ることができて、とてもよかったといえますか、ありがとうございますというか、感謝の気持ちでいっぱいでございます。やはり一見普通の方に見える、今回の私たちの事件の方も、普通の生活している部分もあるのに、それが本当にどうして犯罪に回ってしまったのかって、その境界線というのをすごく考えるようになりまして、どうして起こしてしまったんだろうって、動機がまだ不明なままという点もあるからこそなんですけれども、どうして普通の生活から犯罪を犯す、その一線を越えてしまうんだろうというのを日々すごく考えることが多くて、私自身も一日一日の積み重ねがとても大切なんだなというのを感じることができまして、せめてやっぱり

私の関わる家族とか会社とか、そういったところで、何か途中でSOSを発することができれば事件に至らなかったんじゃないかとか、周りの方が気付いて何か話を聞くことができれば、こういう事件にならなかったんじゃないのかなって思う気持ちが強かったので、まずは自分の周りの方たちをケアしたいといいますか、気を付けていきたいと思ったのと、やはり先ほども申しましたけれども、刃物を使った事件が非常に多いので、何かできる場所があればというふうには思っています。その点、大きく変わりました。ありがとうございました。

司会者

2番の方お願いします。

2番

私も皆さんと同じような気持ちですね。ニュースを見てても、その背景とか、そういったものを考えるようになりましてけど、それにプラスして、裁判という判決については、非常にしっかりした証拠に基づいてやられていると。外から見ていると、あの犯罪についてどうのこうのというのは、私もあたりするんですけど、それはそれで、そっちの側にしても、法廷ではちゃんとしたそういう証拠に基づいたきちんとした判決が出ているということが非常によく分かったなと思います。それともう一つ付け加えますと、外からしか見ていなかったのもあれですけど、裁判官の方々が非常に気さくな方が多い感じです。非常にいい方だったなと思っています。

司会者

それでは、最後にこれから裁判員になられる方へのメッセージをひと言ずついただけばと思っております。1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

僕も経験してみてもものすごくいい経験をしたので、嫌がらないでというか、結局行って選ばれて抽選ということなんですけど、絶対に1度は経験してほしいとは思っているので、もし周りでしたら勧めたいとは思っています。

司会者

2 番の方お願いいたします。

2 番

選ばれるチャンスというか、そういうことは、誰でもあるわけですので、それがいいかどうか人によって違うかなと思うんですね。選ばれた限りではしっかり裁判というものを経験すれば、それはそれで非常に本人のためにもなるなと思ってはいますけど、場合によっては、人によっては、非常に精神的につらい面もあって、そういった人たちもいるかもしれないので、100パーセント是非やってよとはなかなか言いにくいんですけれども、機会があったら、それは是非参加してみる価値はあるなというふうに思っています。

司会者

3 番の方お願いします。

3 番

私も大変いい経験ができましたということで話したいと思います。最初に申し上げましたけど、辞退率が68.4パーセントもあるというので、これをなるべく減らすように頑張って参加してください。特に70歳以上の人も是非参加してくださいということを声を強くして言いたいと思います。ありがとうございました。

司会者

4 番の方お願いします。

4 番

最初に通知が来たときにはすごく驚かれるとは思うんですけれども、自分が抽選に当たるかどうか分からないですけど、来たときにちゃんと事例、どういう案件を扱うのかとかというのを知ることができるので、まずはそれを知ってからでも判断ができると思うので、そこまで嫌がらずに、是非来て参加していただけるといいかなと思います。

司会者

6 番の方お願いします。

6 番

今回自分自身としては、とってもためになるし、とてもいい経験させていただいたと思うので、もし選ばれたときには、皆さんやるべきだなと感じております。ありがとうございました。

司会者

7 番の方お願いいたします。

7 番

やはり最初は、自分はそんな専門知識もないのにとか、こんなんでも引き受けていいんだろかというような気持ちの方も多と思うんですけども、ある程度システム化された中で、教えていただきながら、ある意味、限られた時間と限られた条件の中で、やるべきことというのはある程度限られていると思うので、そうすると逆に、その部分だけ一生懸命取り組めばいいというふうにおかげさまで割り切ることができました。ですので、気負わずに参加していいのではないかなというか、あと、やはり主婦でちょっと会社勤めしているという立場だけではなくて、様々な方の意見を聞けますし、事件を起こした方も狭い世界の中だけで考えが煮詰まってしまっている部分もあると思いますので、そういった防犯といいますか、自分自身のメンタルのためにも、いろんな世界を見るというのは、とてもいい経験だと思います。それから私の周りにはやりたいけど、来ないという方が割と多いので、そういった方たち、自主的にボランティアでできるとか、そういったことはないんでしょうか。

司会者

それができる制度は残念ながらありません。裁判官、検察官の方からひと言ずつちょっと感想を伺って締めたいと思います。石川裁判官ありますか。

石川裁判官

本日、日ごろ、なかなか事件の際にもおいでいただいておりますが、その際に事件と関係ないことを永遠しゃべるわけにはいきませんし、この進め方どうで

すかって、そのときになかなかお伺いしづらいので、わざわざおいでいただいて、
どういうふうを受け止められたのか、そういったところを聞かせていただいて大変
参考になりました。どうもありがとうございました。

司会者

検察官からお願いいたします。

大前検察官

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。大変貴重な御意見を賜りまし
て、今後のまた検察官の活動の参考になると思います。裁判官、検察官、弁護人は、
裁判が始まるまで、非常に濃密な準備をして裁判に臨むわけですけれども、よい経
験ができたという言葉は、我々にとってはひとつ、そういった準備をした成果が認
められた、という励みにもなるというふうに感じておりまして、そういう意味でも
感謝を申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

司会者

弁護士の方からお願いいたします。

大熊弁護士

本日は大変貴重なお話をお聞かせいただきましてありがとうございました。皆さ
んお話がお上手で、評議のときもきつとこんなふうに話をされてらっしゃったんだ
ろうなという、その評議でどんな話を皆さんされていたのか、どんなふうに話を進
めていったのか、どんなふうに話に参加していたのかというのが何となく見えてく
る、そんな感じがいたしました。裁判員に参加してみて変わったところというのが、
その話がうまくなったというところなのかもしれないんですけど、もしそういった
ところでも今後も生活に役立てていただけたらという、この貴重な経験されたとい
うことを大変うれしく思っております。いろんな評議のときのお話ですとか、私た
ちは見ることはできませんので、皆さんのお話を通じて、評議でこんなふうに話し
ている、具体的な話は聞くことはできないんですけども、雰囲気や進め方につい
ての皆さんの御意見から、評議がこんなふうに進められているということを知るこ

とができる機会を与えていただきまして，今日はどうもありがとうございました。

司会者

それでは，今回の意見交換会はこれで終わりにさせていただきたいと思います。誠に貴重な御意見をたくさん賜りまして，ありがとうございました。更に裁判員裁判の質を高めるために，皆さま方の経験された意見は，非常に参考になりますので，それを踏まえてまた法曹三者で質を高めていきたいと思っております。本日はありがとうございました。